

市川市監査委員告示第3号

市川市職員措置請求に係る監査結果の公表

平成26年8月28日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された市川市職員措置請求書に係る監査結果について、同条第4項の規定により別紙のとおり公表します。

平成26年11月4日

市川市監査委員	川 上 親 徳
同	白 土 英 成
同	松 葉 雅 浩

政務調査費及び政務活動費の返還に係る措置請求について

請求人は、平成 26 年 8 月 28 日、市川市監査委員に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定により職員措置請求書で監査を請求し、これに対し、同監査委員は、同年 9 月 12 日に補正を求めたところ、同月 22 日に請求人は補正に応じた。本件請求については同条所定の要件を備えているものと認め、適法なものとして監査を実施することを決定した。

第 1 請求人

住 所 市川市 [REDACTED]
氏 名 堀越 晃彦

第 2 請求人の請求

1 請求の要旨

市川市議会の平成 23 年度における会派みらい及び社民・市民ネット、平成 25 年度における会派みらい、「会派ボランティア、新生会、市民の風」及び緑風会第 1 は、市川市長、市川市議会事務局長、議会事務局庶務課長が支出した政務調査費、政務活動費により、郵便物を大量に市民あて送付する際に切手を購入しているが千枚以上もの切手を自分ではる行為は合理性を欠く。郵便局に持ち込めばそれで郵便局がスタンプを押してくれるからだ。会派共産党は実際にそのようにしている。

切手は換金率が高い。本当に市議がアンケート調査、会報の郵送をしたのか確認してほしい。

会派みらいについては会報は年頭のあいさつをしているが、切手を買ったのは 3 月ということであり政務活動費の不正支出の疑惑がある。

これらの不正支出は、議会事務局が各会派からの報告書のチェックを怠っていることによるものであることから不当であり、各会派に対して市長及び議会事務局が返金を求めるよう勧告することを監査委員に求める。(原文のまま)

2 求める措置

上記の請求の要旨から、市が各会派に交付した政務調査費、政務活動費のうち、所定の用途として使用されていない部分は「不正支出」であり、各会派の不当利得となる。この不当利得に対し、市は当該会派に「返金」を求めなければならないのにそれを行っていないのは、市の「不当利得返還請求権の行使を怠る事実」に該当し、本件請求は、市長に対し当該会派に返金をするよう求める措置請求と解した。

3 措置請求書に添付された事実証明書

「H23 政務調査費 H25 政務活動費の領収書等を確認して分かったこと」

- ・平成 23 年度において「みらい」及び「社民・市民ネット」の 2 会派が購入した切手の状況
- ・平成 25 年度において「みらい」、「ボランティア・新生会・市民の風」及び「緑風会第 1」の 3 会派が購入した切手の状況

4 平成 26 年 9 月 30 日に提出された事実証明書

「H23 政務調査費 H25 政務活動費の領収書等を確認して分かったこと」の補足

- ・「ボランティア・新生会・市民の風」が購入した切手の見落とし分
- ・「みらい」の所属議員が切手を購入した金券ショップでの販売価格

第 3 請求人への陳述の機会の付与

平成 26 年 10 月 9 日、地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、請求人に陳述の機会を与え、これを聴取した。

陳述の際、請求人から、請求の要旨の「郵便局がスタンプを押してくれる」の部分については事実誤認であり、差出人が自らスタンプを押す必要がある旨の説明がなされた。

第 4 監査

1 監査期間

請求人から平成 26 年 8 月 28 日付けで請求書が提出されたが、請求人に請求の補正を求めたことから、補正を求めた同年 9 月 12 日から請求人が補正した同月 22 日までの 11 日間を補正に要した日数として監査期間に含めず、監査の期限を同年 11 月 7 日として監査を行った。

2 監査の対象

怠る事実については、地方自治法第 242 条第 2 項の 1 年の請求期間制限が適用されないことから、本件「職員措置請求書」で監査を求める平成 23 年度「みらい」及び「社民・市民ネット」の政務調査費、平成 25 年度「みらい」、「ボランティア・新生会・市民の風」及び「緑風会第 1」の政務活動費で各会派が購入した切手代金を監査の対象とした。

3 除斥

監査委員竹内清海は、本件監査請求において監査対象とされている会派に所属していることから、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、除斥とした。

4 関係職員の陳述の聴取等

平成 26 年 10 月 10 日、次の者から陳述を聴取した。

議会事務局長	西島 弘幸
議会事務局次長	高橋 まゆみ
議会事務局庶務課長	佐藤 正
議会事務局庶務課主幹	宮下 靖弘
議会事務局庶務課副主幹	後藤 貴志
総務部次長	菅原 卓雄
総務部総務課長	三枚堂 貴彦
総務部総務課主幹	小林 純一郎
総務部総務課主任	長田 憲明

このほか、議会事務局及び総務部に対し、各交付手続での決裁文書、支出負担行為書、支出命令書、交付申請書、収支報告書、支出伝票等の関係資料の提出を求め、また、随時関係職員から事情聴取を行った。

5 関係人の調査

平成 26 年 10 月 2 日から同月 8 日までの間に、本件監査請求で政務調査費又は政務活動費（以下「政務活動費等」という。）の不正支出の指摘を受けている「みらい」、「社民・市民ネット」、「ボランティア・新生会・市民の風」、「緑風会第 1」（以下「関係会派」という。）の代表者及び経理責任者に対し、平成 23 年度分の政務調査費又は平成 25 年度分の政務活動費で購入した切手の使途等について、文書照会により調査を行うとともに、同月 10 日から 20 日までの間に、必要に応じて関係会派の代表者、経理責任者、切手購入者に対して事情を聴取した。

6 監査の結果

主 文 本件監査請求を棄却する。

理 由

今回の監査請求を受け、措置請求書、事実証明書、請求人及び関係職員の陳述、関係人の調査の結果等をもとに監査を実施した結果は、次のとおりである。

○事実の認定

1 政務調査費及び政務活動費に係る制度の沿革について

(1) 政務調査費について

政務調査費は、地方議員の調査活動基盤の充実を図るため、衆議院議員の発議により地方自治法の一部改正が行われ（政務調査費に係る規定は平成13年4月1日施行）、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成が制度化されたものである。

改正後の地方自治法第100条第12項及び第13項（現同条第14項及び第15項）において、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書の提出方法等は、各自治体の条例で定めることとされたことから、本市では、市川市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第16号。以下「旧条例」という。）を市議会議員の発議により制定するとともに、その施行細則である市川市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第12号。以下「旧規則」という。）を制定し、いずれも平成13年4月1日から施行した。

(2) 政務活動費について

その後、同じく衆議院議員の発議により地方自治法の政務調査費に係る規定が改正され（平成25年3月1日施行）、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲について条例で定めなければならないこととされた（改正後の地方自治法第100条第14項）。また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされた（同条第16項）。

この法改正に基づき、本市では、旧条例について、市議会議員の発議により、題名を市川市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）に改めるとともに、従前は規則で定めていた使途基準を条例で定めるなどの一部改正を行い、また、旧規則についても題名を市川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）に改めるなどの一部改正を行い、新条例、新規則とも平成25年3月1日から施行した。

2 「運用手引き」について

「政務調査費の運用手引き」（以下「旧手引き」という。）は、旧条例・旧規則の制定を受け、平成13年3月14日に議会の各派代表者・経理責任者の会議において適正な支出の判断基準として決定されたもので、主な内容は、政務調査費の事務手続、使途基準の運用、使途基準の経費別具体例、様式記入例等である。

その後、法改正、条例改正を踏まえ、同手引きの題名を「政務活動費の運用手引き」（以下「新手引き」という。）に改めるとともに、「要請・陳情活動費」を用途に追加し、通信費、備品購入費、消耗品費等の政務活動以外の用途にも使われることがあるものについては、会派の責任により按分割合を定めるものとする規定を設けるなどの改正を行った。

3 政務調査費及び政務活動費の運用の考え方について

以上のような沿革により設けられた政務調査費及び政務活動費の制度については、市議会議員の発議により制定された条例及び市議会の会派代表者の申し合わせにより策定された手引きにより運用されており、市民の選挙により選ばれた市議会議員で構成される市川市議会の自主性と自律性に委ねられて運用されているものと認められる。

4 政務調査費及び政務活動費の使途基準について

政務調査費を充てることができる経費の範囲は、資料作成費、資料購入費、会議費、調査研修費、備品購入費、人件費、事務費の7項目に分かれている。

また、政務活動費を充てることができる経費の範囲は、従来の7項目に要請・陳情活動費を加えた8項目となっている。

これら経費の使途基準に関しては、議会の各派代表者会議等において、各経費の支出に関する細部の手続や支出できる経費・支出できない経費に関する具体例等の申し合わせ事項の内容が、旧手引きや新手引きにまとめられている。

5 政務調査費及び政務活動費の交付対象、交付手続等について

(1) 交付対象及び額

旧条例に基づく政務調査費は、会派に対して交付されるもので、その額は、1月当たり、会派の所属議員の数に8万円を乗じて得た額である。

新条例に基づく政務活動費も同様である。

なお、この場合の会派とは、旧条例においては「市政に関する調査研究を行う議員2人以上で構成する団体であって、議長を経由して市長に届け出たもの」をいい、新条例においては「市政に関する調査研究その他の活動を行う議員2人以上で構成する団体であって、議長を経由して市長に届け出たもの」とされている。

(2) 交付手続

旧条例及び旧規則に定められている政務調査費の交付手続並びに新条例及び新規則に定められている政務活動費の交付手続は、概ね以下のとおりである。

(交付申請)

会派の代表者は、4月3日までに、事業計画書等を添付して交付申請書を議長経由で市長に提出する。

(交付決定)

市長は、交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、政務活動費等の交付を決定し、交付決定通知書を議長経由で会派の代表者に通知する。その際、交付決定額に応じて、議会事務局長又は議会事務局庶務課長が支出負担行為を行う。

(交付請求)

交付の決定を受けた会派の代表者は、4月から9月までの月分（上半期分）の政務活動費等については4月5日までに、10月から3月までの月分（下半期分）の政務活動費等については10月5日までに、交付請求書を議長経由で市長に提出する。

(交付)

市長は、政務活動費等の請求を受けたときは、速やかにこれを交付する。その際、議会事務局庶務課長が支出命令を行う。

(申請内容の変更)

会派の代表者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに、交付申請内容変更承認申請書を議長経由で市長に提出する。市長は、交付申請内容変更承認申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付申請内容変更承認通知書を議長経由で会派の代表者に通知する。

(所属議員の数の異動に伴う調整)

交付を受けた会派について、上半期又は下半期の途中にその所属議員の数の異動が生じた場合においては、追加交付又は返還により交付額の調整を行う。

(収支報告)

交付を受けた会派の代表者は、交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに、支出伝票、事業実施明細書等を添付して収支報告書を議長に提出する。議長は、収支報告書を取りまとめて、市長に提出する。その際、政務活動費に関して、議長は、特に必要であると認めるときは、会派の経理責任者が保管する現金出納帳などの帳簿及び書類を調査することができる。

(額の確定)

市長は、収支報告書の内容を審査して額を確定し、確定通知書を議長経由で会派の代表者に通知する。その際、市長は、特に必要であると認めるときは、会派の経理責任者が保管する現金出納帳などの帳簿及び書類を調査することができる。

(残余の返還)

交付を受けた政務活動費等に残余がある会派は、これを返還する。

(3) 交付決定の取消し又は返還

市長は、会派が次のいずれかに該当するときは、政務活動費等の交付の決定を取り消し、又は既に交付された政務活動費等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- ① 偽りその他不正な手段により、政務活動費等の交付の決定を受け、又は政務活動費等の交付を受けたとき。
- ② その他条例又は規則の規定に違反したとき。

6 関係会派に交付された政務調査費及び政務活動費

(1) 本件監査請求に係る政務調査費及び政務活動費の交付状況

関係職員から提出された各交付手続での決裁文書、支出負担行為書、支出命令書、交付申請書、収支報告書、支出伝票等の関係資料を確認したところ、関係会派に対する平成 23 年度分の政務調査費及び平成 25 年度分の政務活動費の交付状況は、次のとおりである。

平成 23 年度 (4 月・5 月分) 政務調査費 ※1

会派名	所属議員	交付決定額	確定額	返納額
みらい	4 名	640,000 円	29,076 円	610,924 円
社民・市民ネット	3 名	480,000 円	125,405 円	354,595 円

平成 23 年度 (6 月～3 月分) 政務調査費 ※1

会派名	所属議員	交付決定額	確定額	返納額
みらい	6 名	4,800,000 円	4,384,714 円	415,286 円
社民・市民ネット	5 名	4,000,000 円	2,960,240 円	1,039,760 円

平成 25 年度 政務活動費

会派名	所属議員	交付決定額	確定額	返納額
みらい	6 名	5,760,000 円	5,747,017 円	12,983 円
ボランティア・ 新生会・市民の風	2 名	1,920,000 円	1,912,548 円	7,542 円
緑風会第 1	3 名(※2)	2,240,000 円	2,117,627 円	122,373 円

※1 平成 23 年度は市議会議員の改選があったため、改選前の 4 月・5 月分と改選後の 6 月～3 月分に分けて申請・交付がなされている。

※2 緑風会第 1 は年度当初は所属議員 2 名であったが、平成 25 年 11 月 29 日に 1 名増となり、同年 12 月から 3 名分の交付を受けている。

(2) 関係会派の切手購入に係る支出伝票の内訳

(1) で示した関係会派に対して交付された政務調査費及び政務活動費のうち、関係会派が切手購入に充当したものは、各会派から市長に提出された収支報告書に添付された支出伝票及び添付の領収書等によると、次のとおりである（表中の整理番号は、各伝票に経費別で付された番号である。）。

①平成 23 年度（6 月～3 月分） みらい（計 300,000 円）

整理番号	用途	添付書類	領収書の記載内容			
			金額	内訳	領収日	発行者・証明者
7-48	会報送付	会報の写し	100,000 円	50 円切手 2,000 枚	平成 24 年 3 月 23 日	北八幡郵便局
7-49	会報送付	会報の写し	150,000 円	50 円切手 3,000 枚	平成 24 年 3 月 19 日	行徳駅前三 郵便局
7-54	会報送付	会報の写し	50,000 円	切手代	平成 24 年 3 月 15 日	金券ショップ A店

②平成 23 年度（6 月～3 月分） 社民・市民ネット（計 480,000 円）

整理番号	用途	添付書類	領収書の記載内容			
			金額	内訳	領収日	発行者・証明者
7-37	アンケート 返信用	アンケートの 写し	240,000 円	80 円切手 3,000 枚	平成 24 年 2 月 23 日	市川郵便局
			240,000 円	80 円切手 3,000 枚	平成 24 年 2 月 23 日	行徳郵便局

③平成 25 年度 みらい（計 1,127,990 円）

整理番号	用途	添付書類	領収書の記載内容			
			金額	内訳	領収日	発行者・証明者
8-39 (※)	会報送付	会報の写し	208,330 円	80 円切手 2,600 枚	平成 26 年 3 月 12 日	北八幡郵便局
			208,330 円	80 円切手 2,600 枚	平成 26 年 3 月 12 日	北八幡郵便局
8-40 (※)	会報送付	会報の写し	208,330 円	80 円切手 2,600 枚	平成 26 年 3 月 12 日	北八幡郵便局
8-43	会報送付	会報の写し	208,000 円	80 円切手 2,600 枚	平成 26 年 3 月 14 日	北八幡郵便局
8-47	会報送付	会報の写し	150,000 円	50 円切手 3,000 枚	平成 26 年 3 月 10 日	市川北方郵便局
			50,000 円	50 円切手 1,000 枚	平成 26 年 3 月 26 日	市川北方郵便局
8-51	会報送付	会報の写し	95,000 円	切手代	平成 26 年 3 月 20 日	金券ショップ A店

※8-39, 40 については通信販売で購入し、その代金を郵便局から日本郵便株式会社 切手SHOP宛に振り込んでいる。そのため、領収書の金額に振込手数料 330 円が含まれる。

④平成 25 年度 ボランティア・新生会・市民の風 (計 1,360,000 円)

整理番号	使途	添付書類	領収書の記載内容			
			金額	内訳	領収日	発行者・証明者
8-1	アンケート返信用	アンケートの写し及び集計結果	480,000 円	80 円切手 6,000 枚	平成 25 年 5 月 16 日	北八幡郵便局
8-14	アンケート返信用	アンケートの写し及び集計結果	560,000 円	80 円切手 7,000 枚	平成 25 年 11 月 14 日	北八幡郵便局
8-19	アンケート返信用	アンケートの写し及び集計結果	320,000 円	80 円切手 4,000 枚	平成 26 年 1 月 31 日	市川郵便局

⑤平成 25 年度 緑風会第 1 (計 240,000 円)

整理番号	使途	添付書類	領収書の記載内容			
			金額	内訳	領収日	発行者・証明者
8-3	アンケート返信用	アンケートの写し及び集計結果	240,000 円	80 円切手 3,000 枚	平成 25 年 6 月 6 日	行徳郵便局

○監査委員の判断

以上の事実認定並びに関係人の調査、請求人及び関係職員の陳述聴取等を行った結果に基づき、以下の点を着眼点として本件監査請求について判断する。

なお、文中において、旧条例と新条例を合わせて単に「条例」と、旧規則と新規則を合わせて単に「規則」と、旧手引きと新手引きを合わせて単に「手引き」という。

着眼点

- 1 本市において会派が政務活動費等で切手を大量に購入することが認められるか。
- 2 関係会派が政務活動費等で購入した大量の切手は、政務調査費においては「市政に関する調査研究（以下「政務調査」という。）」、政務活動費においては「会派が市政の課題及び市民の意思を把握してそれを市政に反映させる活動その他福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）」のために全て使用されているか。
- 3 議長及び市長が、政務活動費等の交付を受けた関係会派の代表者からの収支報告書の審査を適切に行っているか。
- 4 1 から 3 までを踏まえ、市長は関係会派の政務活動費等のうち政務調査又は政務活動（以下総称して「政務活動等」という。）に使用されていない部分について不当に返還命令を怠っているか。

着眼点 1 について

まずはじめに、本市において、会派が政務活動費等で切手を大量に購入することが認められるかについて検討する。

政務調査費については、旧規則の別表において、その経費の項目の 1 つである「事務費」の内容として「消耗品費、借上料、通信運搬費その他前項までに掲げるもののほか市政に関する調査研究に要する経費」と規定されており、また、政務活動費についても、新条例の別表において、ほぼ同様の規定がなされていることから、「通信運搬費」が経費として認められていることがわかる。そして、旧手引き及び新手引きのいずれにおいても、「事務費」の具体例として「会報、アンケート等の郵送料」と記載されており、また、支出伝票に添付する領収書の留意事項として、「切手および葉書については、領収書の他に発送物、発送時期等を具体的な使用がわかるように支出伝票に詳細に記載をしなければならない。」と記載されていることから、切手が政務活動費等の経費として運用上認められていることは明白である。また、切手の購入枚数又は購入額については、旧手引き及び新手引きに記載された内容からは、その上限は定められていないことが認められた。以上のことから、会派が切手を大量に購入したとしても、その全てを政務活動等に使用している限りにおいては不適切とはいえない。

着眼点 2 について

政務活動費等で購入した大量の切手が全て政務活動等に使用されているかどうかについて、以下、それぞれの関係会派について検討する。

なお、請求人は、市長及び議会事務局職員が不正支出分の返還を各会派に求めることを監査委員に求めているが、条例においては、7 頁「事実の認定」5(3)で述べたとおり返還させる者は市長となっている。

(1) 平成 23 年度 みらい

会派の代表者及び経理責任者に確認をした結果、全ての切手について、会報（年頭市政報告）の送付に使用したとのことであった。また、送付先のリストを保持しているとのことであったことから、監査委員事務局職員が、議会事務局庶務課職員の立会いのもとにその内容を確認した。

なお、整理番号 7-54 の領収書の内訳欄には単に「切手代」とだけ記載されており（8 頁「事実の認定」6(2)①）、支出伝票にも購入した切手の種類や数量の記載はなかったが、いわゆる金券ショップで購入された切手の代金 5 万円の内訳は、売価 76 円の 80 円切手が 650 枚、売価 78 円の 80 円切手が 7 枚、売価 49 円の 50 円切手が 1 枚、売価 1 円の 1 円切手が 5 枚であり、このうち 55 円分の切手については、これに 25 円を自己負担して 80 円分の切手として会報の送付に使用したとの説明があっ

た。また、50 円切手を用いて送付している会報と 80 円切手を用いて送付している会報が同じ葉書サイズのものであったため、その理由について確認したところ、葉書として郵送したものについて 50 円切手を用い、あいさつ文を同封して封書として郵送したものについて 80 円切手を用いたとのことであった。

次に、年頭のあいさつをしている会報の送付に用いた切手の購入時期が 3 月であり不正支出の疑惑があると請求人は指摘していることから、会報の送付時期について確認したところ、支出伝票に「発送時期 3 月下旬」と記載されていることが確認できた。

切手を使用する利点について尋ねたところ、次のような回答があった。

- ① 丁寧な郵送となり受取人に差出人の気持ちが伝わるので読んでもらえる。
- ② 夜間でも発送できる。
- ③ 準備が整ったものから少数ごとに発送できる。

(2) 平成 23 年度 社民・市民ネット

「社民・市民ネット」は、現在では既に解散された会派であるが、切手購入者に確認をした結果、全ての切手について、防災意識に係るアンケート回答用葉書（通常はがきの規格を超え、第一種郵便物の扱いとなるもの）に貼ってこれを直接市民に手渡しで配布したとのことであった。また、監査委員の求めに応じ、アンケートの集計結果が提示された。

切手を使用する利点について尋ねたところ、次のような回答があった。

- ① 切手を貼る作業においても多くの方々に手伝っていただき、その間にも様々な情報交換ができ、その方々に市議会（市政）に対して高い意識を持っていただくことができる。
- ② 料金受取人払いより安くできる。
- ③ 返信用切手を貼ったアンケートを直接市民に手渡すことにより回収率が向上し、より効果的なアンケート調査ができる。

(3) 平成 25 年度 みらい

会派の代表者及び経理責任者に確認をした結果、全ての切手について、会報（年頭市政報告）の送付に使用したとのことであった。また、送付先のリストを保持しているとのことであったことから、監査委員事務局職員が、議会事務局庶務課職員の立会いのもとにその内容を確認した。

なお、整理番号 8-51 の領収書の内訳欄には単に「切手代」とだけ記載されており（8 頁「事実の認定」6(2)③）、支出伝票にも購入した切手の種類や数量の記載はなかったが、いわゆる金券ショップで購入された切手の代金 9 万 5 千円の内訳は、売価 76 円の 80 円切手が 1,250 枚であるとの説明であり、また、50 円切手を用いて

送付している会報と 80 円切手を用いて送付している会報が同じ葉書サイズのものであったため、その理由について確認したところ、葉書として郵送したものについて 50 円切手を用い、あいさつ文を同封して封書として郵送したものについて 80 円切手を用いたとのことであった。

次に、年頭のあいさつをしている会報の送付に用いた切手の購入時期が 3 月であり不正支出の疑惑があると請求人が指摘をしていることから、会報の送付時期について説明を求めたところ、1 月中旬から 3 月にかけて送付しているとのことであり、切手の購入日前の送付については個人が所有している切手を使用しており、使用した分の切手を補填するため 3 月に購入したとの説明があった。

切手を使用する利点について尋ねたところ、次のような回答があった。

- ① 丁寧な郵送となり受取人に差出人の気持ちが伝わるので読んでもらえる。
- ② 夜間でも発送できる。
- ③ 準備が整ったものから少数ごとに発送できる。

(4) 平成 25 年度 ボランティア・新生会・市民の風

会派の代表者及び経理責任者に確認をした結果、全ての切手について、市議会に係るアンケート回答用葉書（通常はがきの規格を超え、第一種郵便物の扱いとなるもの）に貼ってこれを直接市民に手渡しで配布したとのことであり、回収したアンケートの集計結果も支出伝票に添付されていた。なお、本会派の経理責任者等は、平成 23 年度の「社民・市民ネット」の構成員であった。

切手を使用する利点について尋ねたところ、(2)と同様に、次のような回答があった。

- ① 切手を貼る作業においても多くの方々に手伝っていただき、その間にも様々な情報交換ができ、その方々に市議会（市政）に対して高い意識を持っていただくことができる。
- ② 料金受取人払いより安くできる。
- ③ 返信用切手を貼ったアンケートを直接市民に手渡すことにより回収率が向上し、より効果的なアンケート調査ができる。

(5) 平成 25 年度 緑風会第 1

会派の代表者及び経理責任者に確認をした結果、全ての切手について、庁舎整備に係るアンケート回答用葉書（通常はがきの規格を超え、第一種郵便物の扱いとなるもの）に貼ってこれを直接市民に手渡しで配布したとのことであり、回収したアンケートの集計結果も支出伝票に添付されていた。

切手を使用する利点について尋ねたところ、次のような回答があった。

- ① 後援会員や会派のインターンにあえてその作業をしていただくことが後援会

活動・インターンの勉強にもつながる。

- ② 切手のほうが配布した方への印象が良く、アンケートの回収率の向上につながる。

関係会派に対する調査結果は、以上のとおりである。

請求人は、千枚以上もの切手を自分で貼る行為は合理性を欠いており、また、切手は換金率が高く、大量の切手購入については不適切である旨主張しているが、上記で述べたとおり、切手を貼ったアンケート回答用葉書を直接市民に手渡しで配布していることや、丁寧な郵送となり受取人に差出人の気持ちが伝わること、アンケートの回収率の向上が図れることなど、切手を利用する必要性や利点について関係会派から説明がなされたところである。

関係会派からは、全ての切手を政務活動等に使用したとの説明があり、また、具体的な使途の説明があった。収支報告書の添付書類等からも政務活動等に関連するものであることが確認でき、これらに反する事実も認められなかったことから、監査委員として調査した限りにおいては、全ての関係会派について、政務活動費等で購入した切手は、全て政務活動等のために使われたものと判断する。

着眼点3について

- (1) 請求人は、措置請求書において「議会事務局が各会派からの報告書のチェックを怠っている」と主張しており、また、監査委員の陳述聴取において、市長部局の総務課も収支報告書のチェックを適切にしていない旨主張していることから、収支報告書の審査が適切に行われているかどうかについて検討する。

各会派が作成する収支報告書には、規則に基づき、支出伝票を添付しなければならないが、当該支出伝票には、領収書その他支出を証する書面を添付しなければならないこととされている。これは、支出の透明性を確保する上で、領収書等の添付を義務付けている規定である。

さらに、手引きにおいては、領収書に係る留意事項が次のとおり定められている。

- (a) 日付、金額、内訳及び発行者名又は証明者名が記載されていなければならない。
- (b) あて先欄は、会派名又は会派所属議員氏名のいずれかが記載されていなければならない。
- (c) 内訳欄には、「品代」、「事務用品代」、「書籍代」等の記載ではなく品名、単価、及び数量等の具体的な支出内容の記載がなければならない。
- (d) レシート（機械打ち出しの領収書）については、品名、単価及び数量等の具体的な支出の内容を支出伝票に会派にて記載をしなければならない。
- (e) 切手および葉書については、領収書の他に発送物、発送時期等を具体的な使用がわかるように支出伝票に詳細に記載をしなければならない。

関係会派が提出した収支報告書を確認したところ、切手に係る全ての支出伝票には、手引きに基づき、発送物の写しが添付され、発送時期についても記載されていた。また、全てに領収書が添付されており、これらの領収書には、一部を除き、会派名又は会派所属議員氏名、品名、単価、数量が記載されていた。

必要事項が記載されていない領収書は、「着眼点2について」で述べたいわゆる金券ショップにおける購入で数量が記載されていないものであり、監査委員による関係職員の陳述聴取において確認したところ、これについてはチェックミスであるとのことであった。また、監査委員の調査により購入切手の内訳についての説明がなされたことは、「着眼点2について」で述べたとおりである。

このようなチェックミスは認められたが、支出の可否を左右するものではなく、収支報告書の内容確認については、規則、手引きに定められた範囲について審査していることが認められた。

- (2) 次に、請求人は、措置請求書において、「会派みらいについては、会報は年頭のあいさつをしているが、切手を買ったのは3月ということであり政務活動費の不正支出の疑いがある。」と主張していることから、議長及び市長は、切手の購入時期や使用内容、つまり、政務活動費等の使途の内容にまで立ち入って収支報告書を審査しなければならないのかどうか検討する。

関係職員の陳述聴取において、議長の補助機関である議会事務局職員及び市長の補助機関である総務課職員は、支出伝票に添付された領収書に記載された切手が実際に使用されているかどうかについては、議会の自律性を尊重するため、手引きで定められた必要事項が領収書に記載されているかどうか、必要書類が添付されているかどうか、金額などに整合がとれているかどうか等の点を中心に行っており、一見して不合理であるなど特に確認の必要性が認められない限り、その記載の真偽にまで立ち入って審査をしていない現状が認められた。

このことについては、議会の自律性を重んじる政務活動費等の性格や、各会派の代表者・経理責任者の会議において定められた手引きに従った処理がなされていること等に鑑みると、不当とは言い難い。

なお、「みらい」の会報（年頭市政報告）については、新年を祝う文言ではなく、新年度に向けての市政報告ともとれる内容であることを付言しておく。

着眼点4について

請求人は、換金率の高い切手を大量に購入したのは合理性を欠いているので、政務活動費等の不正支出の疑惑があり、不正支出となった部分について、市長及び議会事務局職員は返還命令をしなければならないのに、これを怠っていると主張する。

しかしながら、これまで述べたとおり、政務活動費等によって大量に切手を購入する事のみをもって、合理性を欠く行為ということとはできない。また、収支報告書には、必要な書類が規則や手引きの定めのとおり添付されており、大量に購入した切手についても、関係会派からは、全て政務活動等に使用したとの説明があり、これに反する事実も確認できなかった。さらに、切手を使用することの利点についても説明があったものである。これらの点から、監査委員としては、請求人が疑惑があると主張する切手が換金されるなど不正行為があったとは判断することができない。

よって、不正支出部分について、市長及び議会事務局職員が返還を求めず、不当に返還命令を怠っているという請求人の主張は理由のないものと判断する。

○結論

以上の理由から、本件監査請求を棄却することを相当と認め、主文のとおり決定する。

第5 監査委員の意見

本件監査請求は棄却することと判断したが、地方自治法第100条第16項に「議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定されており、また、政務活動費の使途等に関し、市民からこれまで以上に厳しい目が向けられている昨今の状況に鑑みて、以下のとおり、監査委員としての意見を付す。

1 切手の購入制限の設定等

請求人が主張するように切手は換金率が高く、不正の温床となる可能性が否定できないことから、切手の取扱いには細心の注意が必要である。このことから、切手の大量購入の制限、切手の管理を明確にできる切手受払簿の常備、切手を使用して会報を発送した場合の発送先リストやアンケート調査を実施した場合の返信用葉書等の保管など、市民が疑念を抱くことのないような運用を要望する。

2 審査する立場にある関係各課のより一層の厳格な審査

今回、関係会派から提出された支出伝票に添付されている領収書の記載について、チェックミスが認められたところであるが、政務活動費の支出に当たって審査を行う議会事務局職員及び市長部局職員にあっては、公金を管理する者として、相互に連携を図り的確なチェック機能を果たすことが期待される所であり、より一層の厳格な審査を心掛けられたい。

3 政務活動費に係る透明性確保

政務活動費の使途については、切手に限らず、会派や議員が住民に対し説明責任を負っている所であり、市民に不信感を抱かれることのないよう、政務調査費が導入され、また、政務活動費へと改正された法の趣旨を尊重し、議会の自律性のもとで、政務活動費に関する手引きの見直しをするなど、一層の透明性の確保に努められたい。

4 政務活動費の交付を受ける会派の責務

本市において政務活動費は会派に交付されるものであることから、特に会派の代表者及び経理責任者の説明責任は重大である。代表者及び経理責任者にあっては、その責務を自覚し職責を全うするよう望むものである。

なお、このことは、たとえ会派が解散した後でも同様に説明責任を負うものであることを留意されたい。